

## 自動販売機 仕様書

次の条件を満たす自動販売機をそれぞれ設置すること

(1) 設置台数及びサイズ

各施設に1台設置すること。

物件説明書に定める幅、奥行き範囲内に収まるものであること。

(2) デザイン

賃貸借物件周辺の内外装と調和するデザインであること。

(3) 販売品目

取扱希望商品は、お茶、水、ジュース、コーヒー等の清涼飲料水で、缶、ビン、ペットボトル等の密閉容器で販売されるものであること。アルコール飲料の販売は行わないこと。

(4) 販売価格

標準小売価格以下とすること。

(5) 環境対応

省電力やノンフロン対応など、環境に十分配慮したものであること。

(6) 安全対策

日本工業規格の「自動販売機の据付基準」及び日本自動販売機工業会の「自動販売機据付基準マニュアル」を遵守し、転倒防止等の安全対策に努めること。

(7) 防犯対策

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪防止に万全を尽くすものとする。また、屋内施設であっても日本自動販売機工業会の「自動販売機堅牢化技術基準」を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(8) 食品衛生

食品衛生法の「食品、添加物等の規格基準」や業界自主基準である「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要綱」等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。

(9) その他

日本自動販売協会の自動販売機設置自主ガイドラインに沿ったものであること。